

令和元年12月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
（うち石油ストーブ（開放式）1件、ガストーチ1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うち電動アシスト自転車2件、エアコン（室外機）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11件
（うちエアコン（室外機）2件、照明器具1件、
空気清浄機（加湿機能付）1件、自転車4件、電気毛布1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
氷かき器（電動式）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800359、A201800629を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車について

(管理番号：A201900852)

①事故事象について

ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車で走行中、転倒し、右手を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合	計		3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：0.3%（2019年9月19日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	28	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201900852）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

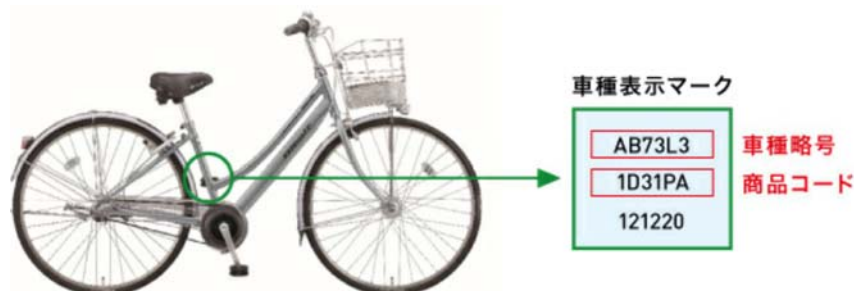
表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



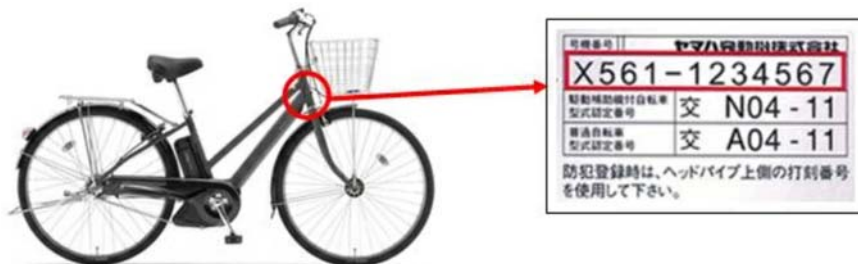
<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(502)092

受付 時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(801)309

受付 時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201900848	令和元年11月12日	令和元年11月28日	石油ストーブ(開放式)	OHR-B8C	三洋電機株式会社	火災	当該製品及び建物2棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から30年以上経過した製品
A201900857	令和元年11月16日	令和元年11月29日	ガストーチ	170-8075	コールマンジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201800359	平成30年9月4日	平成30年9月18日	電動アシスト自転車	AP6L82	ブリヂストンサイクル株式会社	火災	当該製品のバッテリーが破裂する火災が発生した。調査の結果、当該製品のバッテリーパックに内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱して破裂し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、電池セルが異常発熱した原因の特定には至らなかった。	東京都	平成30年9月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800629	平成30年12月30日	平成31年1月17日	エアコン(室外機)	AR2206X	ダイキン工業株式会社 (輸入事業者)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品の基板が短絡故障し、エアコン用の個別ブレーカーが切れ、その後ブレーカーが再投入されたことにより、基板の欠損部に過電流が流れて異常発熱し、焼損したものと推定されるが、基板の焼損が著しく、基板が短絡故障した原因の特定には至らなかった。なお、取扱説明書には、「安全装置(ヒューズ、ブレーカー、漏電遮断器)が度々切れるとき、すぐに販売店に連絡する。」旨、記載されている。	東京都	平成31年1月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900852	平成30年11月13日	令和元年11月28日	電動アシスト自転車	PM26NL	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右手を負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月19日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900849	令和元年11月20日	令和元年11月28日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201900850	令和元年11月17日	令和元年11月28日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201900851	令和元年11月8日	令和元年11月28日	空気清浄機(加湿機能付)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900853	平成21年7月30日	令和元年11月28日	自転車	重傷1名	子供(11歳)が当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、右手首を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成21年8月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900854	平成20年8月22日	令和元年11月28日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、右手を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成20年8月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900855	平成29年8月4日	令和元年11月28日	自転車	重傷1名	子供(12歳)が当該製品でブレーキを掛けながら下り坂を走行中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年8月23日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900856	令和元年11月20日	令和元年11月28日	電気毛布	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	製造から25年以上経過した製品

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900858	令和元年11月19日	令和元年11月29日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品の内部部品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201900859	令和元年8月8日	令和元年11月29日	氷かき器(電動式)	火災	飲食店の厨房で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月19日
A201900860	平成27年4月29日	令和元年11月29日	自転車	重傷1名	当該製品をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	徳島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月20日
A201900861	令和元年11月17日	令和元年11月29日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から10年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

電動アシスト自転車（管理番号：A201800359）



エアコン（室外機）（管理番号：A201800629）

